求職者支援訓練（令和７年８月開講コース）の認定申請書提出に関する事前予約について

求職者支援訓練の認定申請に関し、以下のとおり事前予約を必須とさせていただきます。
事前予約期間を過ぎてのお申し込みは原則お受けできませんので、必ず予約受付期間内にご予約をお願いいたします。

１．　事前予約受付期間

令和７年４月１１日（金曜日）～令和７年４月２４日（木曜日）の８時５０分～１７時

（認定申請書の提出期間は、令和７年５月７日（水曜日）８時５０分から令和７年５月２０日（火曜日）１６時００分までとなります。）

２．　連絡先及び受付方法

東京支部求職者支援第一課（03-5638-2283）で、お電話にて受付いたします。なお、お電話の際、下記の（１）～（９）をお伝え頂きますようお願いいたします。

（１）　申請事業所名
（２）　ご担当者氏名
（３）　訓練種別（基礎コース又は実践コース）
（４）　訓練分野
（５）　申請コース数
（６）　定員数
（７）　申請書提出のご都合の良い日時
（８）　カリキュラム内容の変更の有無
（９）　今まで申請したことがない訓練実施施設（教室）の使用の有無

※注意事項

１申請機関が１回の認定申請期間に申請できるコース数は、３コースを上限とします。更に、基礎コース・実践コースにおいては以下のとおりとなります。

・基礎コースは、分野を問わず区部枠が２コースまで。
・実践コースは、分野を問わず区部枠が２コースまで。
・実践コースのうち、ｅラーニングコース・フルオンラインコースはいずれか１コースまで。

３．　申請書提出方法

来所、郵送、電子メールのいずれかによる提出となります。

なお、申請書の受理を円滑に行うため、初めて申請書を提出される実施機関の方は、可能な限り来所・持参による提出へのご協力をお願いいたします。

４．　認定申請書類提出日時の決定

当支部において、日時を指定させて頂き、５月１日（木曜日）以降に担当者から電話でご連絡いたします（指定日時のご都合が悪い場合は、直接、担当者と調整してください）。

また、提出日時の決定後に、申請取り止め等でキャンセルされる場合は、速やかにご連絡願います。

5.　その他

予約時に申告された申請コースの分野、コース数、定員については変更のないよう、十分ご確認のうえ申し込まれますようお願いいたします。

申請書受付期間内において申請書の受理を円滑に行うため、可能な限り早めに申請書をご提出いただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

認定申請書作成に当たっては、認定申請等に係る留意事項等及び認定申請様式の記入例を必ずお読みいただき、内容をご理解いただいたうえでご申請ください。

記入漏れや不備が多い申請書類については支部へご提出いただいても受領することができず、申請書類を返却する場合がございます。なお、返却時期によっては支部より次回申請月のご案内をする場合がございます。あらかじめご了承ください。

また、申請時に申請書類が不足している場合や申請内容に不備がある場合、申請書受付期間最終日 16 時 00 分までに対応が完了しなかった場合は受理できない場合がありますのでご注意ください。

申請書受付期間最終日 16：00 以降に認定申請の内容を変更することは原則認められませんので併せてご注意ください。

ご予約いただいた件数については、当支部ホームページに掲載しますのでご確認をお願いいたします。

８月開講コースの申請から認定定員上限数等の取扱いについて一部変更となった部分がございます。申請の際は下記 URL より変更内容を確認の上申請をご検討いただきますようお願いいたします。

令和７年度求職者支援訓練における認定定員上限数等の取扱いについて

URL：https://www.jeed.go.jp/location/shibu/tokyo/noukai/course.html

★問い合わせ先★
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構
東京支部求職者支援第一課　TEL　03-5638-2283